



SNS上の誹謗中傷の 歯止めに。「侮辱罪」の厳罰化

東京リベルテ法律事務所 弁護士 國松 崇

AさんはSNSを使って趣味の情報を発信しています。SNSを通じて同じ趣味の人から好意的なコメントがあったり、新しい仲間ができてよこんでいたのですが、しばらくすると見ず知らずのBさんという人から攻撃的なコメントが届くようになりました。「お前のやり方は間違っている」から始まった書き込みは、次第にAさん自身を誹謗中傷する内容にエスカレートし、Aさんは強い恐怖心を持つようになりました。Aさんは、何か対抗策を取ることはできるのでしょうか。

◆——解説

まずAさんは、Bさんに対して民事的な請求として、精神的な苦痛への賠償を求めることができます。次にAさんとしては、Bさんに刑事的な責任をとらせるべく、Bさんを「侮辱罪」で告訴するという方法も考えられます。今回はこの「侮辱罪」について、新しい動きがありましたので、以下にご紹介していきます。

1. 侮辱罪を厳罰化する法案が可決

侮辱罪（刑法231条）は、「公然と人を侮辱」することによって成立する犯罪ですが、今年6月13日、国会で侮辱罪を改正する法案が可決されました（施行日は7月7日）。改正内容としては、以下の新旧比較表のとおり、新たに刑の種類として「懲役・禁固刑」と「罰金刑」が追加されました。一見して分かるのとおり、現行のものから一定の厳罰化が図られたわけです。

改正前	「拘留（1日以上30日未満の身柄拘束）または科料（1000円以上1万円未満の制裁金支払い）」
改正後	1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

2. 改正の背景は？

インターネット上の誹謗中傷トラブルは、「Twitter」「Facebook」「Instagram」などのSNSが普及するにつれて年々広がりを見せており、その被害の程度も深刻化していました。そのような中、2021年に、あるリアリティ番組の出演者がSNS上で猛烈な誹謗中傷を浴びたのち、自死するという痛ましい事件が発生しました。その後、誹謗中傷を行っていた犯人は特定され、侮辱罪の適用を受けることになりましたが、その刑はわずか「9,000円の科料」という措置で終わってし

まいました。これが一つのきっかけとなり、侮辱罪の法定刑が低すぎるのではないかと、厳罰化すべきではないか、という議論が盛んに行われるようになったのです。

3. 改正の中身と実務的な影響

分かりやすく変わったところは「懲役刑・禁固刑・罰金刑」の追加です。現行案ではどんなに頑張っても29日の身体拘束か9,999円の支払いが限界点でしたが、改正によって1年の懲役・禁固や、30万円の罰金が科せるようになりました。

また、法定刑が重くなったことによる「公訴時効の延長」も見逃せない変化です。公訴時効とは、罪が行われた時から一定期間が経過することで起訴ができなくなるという制度ですが、改正前の侮辱罪の法定刑だと、その期間はたった「1年」でした（刑事訴訟法第250条第7号）。インターネット上の誹謗中傷は匿名で行われることが多いため、捕まえるには、いわゆる発信者情報開示請求等の手段を通じて犯人を特定する必要がありますが、これにはある程度の時間を要します。そのため、公訴期間が短いとの指摘がありました。

しかし、今回の法改正によって、侮辱罪は「長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪」（刑事訴訟法第250条第6号）に当てはまることになり、その結果、公訴時効が「3年」に伸びました。これにより、時間的制約によって刑罰の適用を免れるような事案が減っていくことが期待されています。

4. 厳罰化の懸念点

今回の厳罰化ですが、「被害者を救済する」という視点では好意的に受け止める人が多いように思います。しかし一方で、「侮辱した」という抽象度の高い成立要件は変わっていませんので、以前から指摘されていた「何が侮辱に当たるかを国民が予測・判断しにくい状態」に変化はありません。そのような中、ただ罪だけを重くするというのは、バランスが悪い上に、当局に恣意的な運用を許すことにならないのか、といった懸念もあります。

今回の改正が、我々の暮らし——とりわけインターネット上の言論に関してどの程度の影響を及ぼすか、注視していきたいと思っています。